

船舶事故調査報告書

平成31年4月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年6月11日 20時27分ごろ
発生場所	北海道函館市函館港万代ふ頭北側岸壁 函館港西副防波堤灯台から真方位109° 1.3海里付近 (概位 北緯41° 47.3′ 東経140° 43.5′)
事故の概要	貨物船第八大共丸 ^{だいきやう} は、着岸作業中、係留中の巡視船つがるに衝突した。
事故調査の経過	平成30年6月12日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 巡視船 つがる、3,324トン 121644、国土交通省 B 貨物船 第八大共丸、690トン 135513、御前崎海運株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級（航海） B 船長B、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に凹損及び擦過傷 B 右舷船尾部ハンドレールに曲損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北東、風速 約12m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	A船は、6人が乗り組み、右舷着けで係留中、左舷船首部にB船の右舷船尾部が衝突した。 B船は、船長Bほか5人が乗り組み、着岸作業中、船長Bが、船尾配置の乗組員からの報告を勘違いし、船尾部が右舷船尾方に係留中のA船船首部を通過したと思い、船尾部を岸壁側に寄せたところ、A船に衝突した。
分析	A船は、係留中、B船が衝突したものと考えられる。 B船は、着岸作業中、船長Bが、船尾部が右舷船尾方に係留中のA船船首部を通過したことを確認せずに船尾部を岸壁側に寄せたことから、A船に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、B船が、着岸作業中、船長Bが、船尾部が右舷船尾方に係留中のA船船首部を通過したことを確認せずに船尾部を岸壁側に寄せたため、A船に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、係留中の他船に接近して着岸作業を行う場合、乗組員の

	報告に加え、自らの目で他船との距離を確認すること。
--	---------------------------